

(様式第 1 号)

■ 会議録 □ 会議要旨

会議の名称	令和 6 年度 第 1 回芦屋市消費者教育推進地域協議会
日 時	令和 6 年 5 月 2 1 日 (火) 午前 1 0 時～午前 1 1 時 3 0 分
場 所	市役所北館 4 階教育委員会室
出 席 者	会 長 村木 亨輔 副会長 野本 知子 委 員 村上 順子、永瀬 隆一、阪口 忠之、三谷 百香、 入江 祝栄、東矢 道明、尾上 昌希、渡邊 一義
事 務 局	市民生活部長 大上 勉 地域経済振興課長 平見 康則、消費生活係長 宇田 明日香
会議の公開	■ 公開 ----- □ 非公開 □ 一部公開 [芦屋市情報公開条例第19条の規定により非公開・一部公開は出席者の3分の2以上の賛成が必要] <非公開・一部公開とした場合の理由>
傍 聴 者 数	0 人

1. 会議次第

(1) 開会

(2) 議題

【議題 1】令和 5 年度実績報告について

【議題 2】令和 6 年度取組内容について

(4) その他

(5) 閉会

2. 提出資料

(1) 次第

(2) 令和 5 ～ 6 年度取組状況確認 (基本施策①)

(3) 令和 5 ～ 6 年度取組状況確認 (基本施策②)

3. 審議内容

（３）議題

【議題１】令和５年度実績報告について

村木会長 事務局から説明をお願いいたします。

事務局 宇田 （事務局から説明）

村木会長 事務局から説明いただいた資料を確認したいと思います。資料番号①と資料番号②があります。計画目標と基本施策というところが左上に記載がございますが、いずれの計画目標につきましても同じ内容で、「自ら考え、選択し」という形でされております。資料①につきましては、基本施策①の「消費者の環境やライフステージに応じた体系的な消費者教育の推進」という政策を前提とした内容について、もう一つ、お手元の資料②につきましては、政策②として「参画と協働による消費者教育の推進と相互連携による地域全体の消費者力向上」というテーマに関しての取組実績についてA評価に関して御説明をいただいたということになります。以上を前提に本協議会として最終的な評価というのをつける必要がございます。令和５年度の取組実績につきまして何か御意見、もちろん御質問等ありましたら教えていただければと思いますがいかがでしょうか。では、野本副会長、お願いいたします。

野本副会長 はい。資料②の２ページ、取組内容２の「民生委員・児童委員への最新情報を提供する。」のところの横に「定例会にて、全民正委員・児童委員に対し、芦屋市消費者協会主催の消費者セミナーのチラシの配布」って書いているのですが、私の記憶によると老人クラブのほうにも50部ほど回っていると思うのですが、少し報告させてください。

私たちの消費者協会というのは地域の見守りと消費生活トラブルの啓発、それから生活の質を上げるための学び、学習会の実施ということを三本柱にされていて、そのうちの１つに消費生活トラブルに対するセミナーというものを昨年度、２月13日に行いました。講師は村木先生にお願いしまして、題は「消費者を取り巻くインターネット取引などの注意点について」ということをしました。この場でチラシを配らせてもらってもいいですか、すみません。お願いします。

村木会長にはポイントを絞ってテンポよく、この御発声で説明していただいて大変分かりやすかったと、セミナー参加者に好評な内容でした。芦屋市消費者協会の会員にもなったださって本当に感謝しています。ありがとうございます。

実は今回のセミナーに当たっては、私どもの協会としましては初めて尽くしのことでした。このようなチラシをつくるのも全く初めてでしたし、ここに書いている芦屋市と芦屋警察署の後援をいただくのも初めて、「広報あしや」への原稿を載せてもらうのも初めて。そんな中で本当にここにいらっしゃる委員の方にすごく協力をしていただきました。

まず東矢委員ですけれども、芦屋警察署の後援名義をいただくために芦屋警察署長さんにお口添えをいただいて、その後、皆さんが行く警察署の1階の受付横の掲示板にもこのチラシを貼っていただくという宣伝をしていただきました。本当にありがとうございます。

あと、広報関係では三谷課長さんが福祉センターにチラシを特別に1階、2階、両方置いてくださって。あと、三谷さんが講師を務めている権利擁護支援者養成研修の受講者にも配ってくださいました。本当にありがとうございます。

コープの村上本部長様には芦屋市内のコープ3店舗、JR芦屋、呉川町のコープ、大東町のコープ、主婦が行きやすいところ、高齢者が行きやすいところにこのチラシを置いていただきました。本当にありがとうございます。

おかげさまで参加者は34名。うち一般市民の方、会員以外が21人。この報告を兵庫県の消費生活総合センターさんにしましたら、消費者問題のセミナーで34名というのは本当に多い人数で大入りだねとおっしゃっていただきました。参加者の多くがこのチラシを見てだとか「広報あしや」を見ての参加だったので、この御縁を大いに使わせていただいて、皆さんに感謝しております。

セミナーのチラシの裏にアンケートもつけさせていただいて、こういうアイディアも協議会での皆さんの御意見を参考につくらせていただいたつもりでいます。

何分初めてのチラシだから、まだまだクオリティーの足りないところもあると思うのですが、こんな感じで消費者協会は年に一度は会員と、それから一般市民の方を募って勉強会をやっていきたいと思いますし、まだ小さい団体ですので村木会長をはじめ、皆さんに御協力をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いします。この場を借りて報告させていただきました。

村木会長 ありがとうございます。主には資料②に関しましての相互連携であるとか消費者教育というのを全般で盛り上げていこうということに関しての野本副会長からの一連についての御報告となりました。

続きまして、ほかの委員の皆様もせっかくですので、何か御意見等ございましたらと思います。

阪口委員 いいですか。

村木会長 はい、お願いいたします。

阪口委員 1 ページの消費生活センター機能の強化、環境施設課、取組内容 5 が A 評価なんですけども、6 年度の取組内容のところで、「考えています」という表現がちょっとね。考えてるのに、やるかやらへんか分からへんのやったら書かんほうがええ。

村木会長 今の御意見というのは。

阪口委員 「紙ごみを減らすためのイベント等ができればと考えています。」いうて、考えてるだけやったら載せないほうがいいと思います。イベントをする予定とかね、いうことであればええと思います。

村木会長 趣旨は分かりました。もう一度確認をしますと、資料①の 1 ページ目の 1－5 ですよ。環境施設課に関してのエの令和 6 年度取組内容についての御意見というのをいただいたということになるかと思うのですが、そちらについては議題 2 のほうで議論させていきたいお話でございまして。今は昨年度の実績につきましての意見ということについて伺っておりまして。後ほど、そのテーマにつきましては改めて取り上げさせていただきますので、御了承いただければと思います。ほかにご意見はございませんか。三谷委員、お願いいたします。

三谷委員 資料①のほうの 2 ページの 10 番ですけども「子育て家庭へ消費生活トラブル情報を提供する。」というところ、山手コミスクの保護者と若者のトラブルについて座談会を実施したというようなことが書かれているのですが、山手コミスクをチョイスした理由とか、ほかの小学校にもコミスクさんがあるかと思うのですが、何かそことの提携であるとか、何かこういう座談会を、今までもやっていたのだったら B 評価でもいいのかなと思うんですけども、新たな取組であるとかということであれば A 評価でもいいのかなと思いました。

村木会長 ありがとうございます。もう一度確認をしますと、資料①の 2 ページ目の取組内容 10 番の取組実績につきまして、山手コミスクの保護者との座談会を実施したということに関しまして、山手コミスクを選択肢した流れというか経緯というところと、評価自体について新しい取組であるのであれば B から A でいいのではないかと、という御意見となります。その点、事務局いかかでしょうか。

事務局 宇田 はい、山手コミスクの保護者様と座談会を実施させていただいたのは令和5年度が初めてです。なぜ山手コミスクかというところですが、全てのコミスクの保護者の方とお話させていただく機会があればよかったのですが、消費者協会の川崎会長が山手コミスクに所属されているということもあって、間に入っていました。小学生のお母さんとか中学生のお母さんが今、子どもたちを見て、どういったことに困っているかというのを、事前にトラブルを防ぐために、こちらがどういう啓発をできるかというのを参考にさせていただきたいと思い座談会のほうをさせていただきました。

三谷委員 はい、ありがとうございます。新しい取組ですね。

村木会長 では、重ねての質問になりますが、コミスク関係の座談会自体が従前なかったということよろしいですか。

事務局 宇田 はい。

村木会長 分かりました。今、御意見としましてBからAというところで、新しい取組として評価していいのではないかという御意見ございましたが、この点につきまして、ほかの皆様、御意見等ございますでしょうか。

はい、特にないというところで。では、協議会としては、今、申し上げました取組につきましてはBからAに改めるという意見でいいのではないかと思います。

では、続きまして、ほかの取組等々につきましての御質問、御意見等々いかがでしょうか。

事務局 宇田 すみません、先ほどA評価にさせていただいたところですが、資料①の4ページ2－7のほうも掲載しているので、そちらもA評価に変更させていただくという形でよろしいでしょうか。

村木会長 この点につきまして、何か御意見であるとかございますでしょうか。

はい、特によろしいですかね。もう一度確認しますと、資料①の4ページの2－7「子育て家庭へ消費生活トラブルを提供する。」という取組につきまして、評価につきましてはBからAに改めるというところで、協議会としての意見としてさせていただきたいと思いますので。

では、せっかくですので、私のほうからちょっといろいろ聞いてもよろしいですか。資料①の1ページ目の1、出前講座で、先ほどのお話では、昨年、一昨年なのかな、その前の実績、令和4年度というのが6件ということよろしかったですか。

事務局 宇田 はい。

村木会長 令和5年度が11回ということで、かなり頑張れたなと思いながら見させていただくのですが、具体的にどういったテーマでお話しされたのか、それから、どういった反響があったのか、せっかくですので、もし何か御存じであれば共有させていただければと思うのですが。

事務局 宇田 やっぱ一番依頼が多かったのは、最近のトラブルについてお話ししてほしいということで、悪質商法のこととか、ネットの関係のものが一番多かったですね。

村木会長 時間としてはどれぐらいされておられたのでしょうか。

事務局 宇田 90分のところもあれば、1時間のところもありますし、要望に応じて、その辺は調整させていただいております。

村木会長 ありがとうございます。何か逆に参加者の方から、こういったトラブルに巻き込まれたとか、そういった話というのも、もし差し支えなければ、あればと思うのですが。

事務局 宇田 そうですね、出前講座の最後に質疑応答の時間を取らせていただくのですが、御自身の被害をお話ししていただける方が多いので、センターのほうには電話するまでもないかなというふうには思いながらもやっぱり気になるから聞かれるというケースが多いですね。でも、それもやっぱりネットの関係が多いですね。

村木会長 はい、ありがとうございます。同じような質問になるかもしれませんが、同じく資料①の3ページの2-4の芦屋高校、高校2年生への出前講座というもので取組をされたということですが、やはり18歳の成人年齢の引下げの関係もございまして、これから社会に出て行くような方々に対してのトラブルについての啓蒙というのは非常に私は有意義ではないかなというふうに拝見させていただいたんですが、反響というか、そういったもの、もし何かあれば教えていただければと思うんですけど、どんな感じでしたか。

事務局 宇田 成人年齢を迎える前の高校2年生の授業に参加させていただきたいということで高校にお話しをさせていただき、学校の先生からも今の若い子たちは電話をかけるということ自体に抵抗が出てきているのではないかというお話もいただいていたので、センターにこういう職員がいますというのを実際見ていただいたほうがお話しやすいかなというのがあるって、授業に出向かせていただいて参加させていただき

ました。授業後にアンケートを取らせていただいたら、センターのことを知っていたら相談できたかもしれなかったという意見も出ていたので、高校生でも契約のトラブルは抱えているのかなというのは感じました。

村木会長 ありがとうございます。先ほども言いましたが、非常にいいことだなと思いつつ伺いました。

せっかくなので最後、もう一つ伺いたいのですが。資料②の1ページ目を開けていただいて、1-2「外国語で消費生活トラブル事例などを紹介する。」というところで、拝見して非常に驚いたというか、メールが500人弱でLINEが200人以上というところですが、このLINEというのは市のセンターか何かの登録をされていて、そこに対して一斉に情報発信をするようなイメージになりますか。

事務局 宇田 センターの登録ではなく、広報国際交流課が登録している外国人の住民さんに向けての発信できるツールに、こちらが乗ったという感じです。センターとしてはLINEを持っていないので。

村木会長 そちらに対して、何か実際その内容を例えば特に外国人のことであれば同じようなトラブルに巻き込まれたであるとかの相談が逆にできるものなののでしょうか。

事務局 宇田 外国語対応についてはセンターに相談があれば広報国際交流課と連携を取らせていただきたいと思います。

村木会長 分かりました。やはりこういったツールがあつて、情報発信というのは相互連携というのは地域経済振興課と広報国際交流課でしょうか、というのは非常に有意義なのかなというふうに伺いましたので。取りあえず、ありがとうございます。ほかの方々いかがでしょうか。

三谷委員 すみません、さっきの高校の授業ですけど、県外以外には何かアクションしたけど無理だったとか、何かそういうのでもあるのでしょうか。

事務局 宇田 普段の相談業務を兼ねてというのもあったので、ほかの高校のほうにはアプローチはかけていないです。

三谷委員 そうなんですね。はい、ありがとうございました。

村木会長 はい。ほかいかがでしょうか。

阪口委員 資料①3ページの2-4の児童環境、児童というか、未成年者とか、そういうなんに、こういうトラブルの啓発をするという内容については僕よく分かんないんですけど。ただ、善意の受け取り方の、善意と悪意とが半々と考えたら、あっ、こうい

う方法があったんやという犯罪誘発のほうの防止に対する、そういう啓発はしているんですか。あなたはこういうことやったら、こういう罪になりますよと。あっ、こういう方法があったんやという、気づかせれるような、悪意で取って、ノーコンプライアンスの人が、あっ、こういう方法を使ったらかと、なるでしょう。最近うちも電話がかかって、そういうトラブルなりかけたんやけど、全くのその素人やと思うんやけどね、そういうのがぱっと、こういう情報を受け取って、あっ、こういう方法があったや、警察さんのほうの話もあるんやけど、こうやったら善になるんやとかいう受け取り方をされる面に対して、こういうことをやったら事前に犯罪を防止する、トラブルの発生者にならないようにするための啓発はされているんですか。

事務局 平見 18歳になると携帯電話も契約可能になりますし、例えば家を借りたりすることも可能になる。そういうことがありますので、契約できる年齢になったら、こういうことに気をつけてくださいねっていう意味合いで啓発を行っています。

阪口委員 そういう方法やったら、あなたは刑法第246条の詐欺罪に引っかかりますよとかね、そういう啓発をしているわけじゃないということですね。

事務局 平見 おっしゃっていることは分かります。ただ、我々のほうは、詐欺とかの話は、うちの消費者の教育の中ではやっておりません。詐欺の話になりますと、犯罪の話になりますので、そういったことに引っかからないようにという啓発はしますが、その辺の具体的な話は、別の部署が担当になっていますので、そこはしていません。

阪口委員 僕、内容が分かんないからね、ちょっと思ったことを聞いただけなんですけど。下手にこういう方法でこうやってトラブルに遭いますよって、それを逆に悪意の人が聞いたら、そういう方法あったんやって感じになるでしょう。そうすると犯罪誘発の啓発になっているような感じになりますんでね。だから、そういうことをあなたがやればこうなりますよというような啓発はしているんですかねと、こういうことなんやけどね。

村木会長 ありがとうございます。その点について若干、私のほうからも補足をさせていただきますと、資料②の5ページ、消費生活サポーター制度の推進ということで、サポーター育成であるとか支援であるとかっていうところでの「消費生活サポーターに対するフォローアップ研修を実施した。」という取組が5-2として挙げられておりまして。今回フォローアップ研修につきましては、たまたまちょっと御縁いただき

まして私が担当をさせていただきました。ここにおける問題提起、消費者に対する問題提起というのは、先ほど御指摘いただいた犯罪行為に限った話ではなくて、契約とは何ぞやであるとか、例えば一般的に使うインターネット取引、要は通信販売ですね、そういったところにおける注意点であるとか、範疇が必ずしも犯罪行為と一致しているわけではなくて、例えばそういう啓蒙的な活動というのが主に例えば聞き手としては、例えばAmazonであるとか楽天であるとか、そういったところが行う、こういった問題についてはこう気をつけましょうねという啓蒙になるんですね。言い方を変えたと、その情報に触れることによって、あ、こういったトラブルに遭ったんだということに関する、ある意味、防御という話にはつながるんですが。犯罪行為に対する何がしかの要因であるとか誘発的なものにつながるというものではないと思われまして、先ほどの御指摘いただいた点につきまして、おっしゃる点はまさしくごもっともと思う部分もあるのですが。要はテーマとして、どういったものが取り上げられたのかというところがやはり非常に重要なのかなとも思うところがございましたので、若干、私のほうも今回その取組の1つに関与させていただいたということで御紹介させていただきます。

村上委員 全般的なことをお聞きしたいのですけれども、施策の体系のところ、重点として2番と5番を掲げてらっしゃっていて、2番と5番のところにAが多くなっているというのは、「子ども・若者の消費者教育」と高度ネットワーク社会における消費者教育」というのを重点施策の中で重点的に取り組んだというような形式でよろしいでしょうか。

村木会長 よろしいですかね。

事務局 宇田 はい。

村木会長 そのとおりということで。

ほかいかがでしょうか。せっかくですので、まだ御発言されてない方も何か伺えたらとは思いますが。

尾上委員 学校教育課の尾上です。①の資料、1番の7にあります「食事に関する必要な知識が」というところの、この評価の理由を見る限りでは、これまでがコロナもあって、オンライン開催を対面に変えたということと。なおかつ、オンラインの希望者がいるということでハイブリット、つまりオンラインと多分対面と両方同時にされたという、これも新たな試みなのかなというのはちょっと思ったんですけど。ただ、

その後の話なので、令和6年度は結局オンラインのほうがかなり少なかったからオンラインはもうちょっとやめるような形で書いているんですけど、ぜひ、いろんな方ができるというのと、今年でいくと評価的には、これはさらにというところにつながるのかなというような、私の感想なんですけど、どうなのかなというふうに思います。

村木会長 ありがとうございます。もう一度確認をいたしますと、資料①の1ページの一番下、1－7の食育に関する取組として、昨年度の実績につきまして、従前、オンライン活用し、コロナ禍というのもございますので、そういったのが中心だったけれど、オンライン希望者にも対応するし、実際教室にお越しになる、そういった方々にも対応するというハイブリット形式というのを採用したというところでA評価というのも特に昨年度に限ってにはなるけど、認められるんじゃないかという御意見として承りました。この点、皆様、御意見等いかがでしょうか。

野本副会長 すみません、同じような質問なんですけれども、いいですか。この開催時間って何時ぐらいだったのでしょうか。

事務局 宇田 すみません、時間帯は分かりません。

野本副会長 私も御近所の方を見ていると、本当に共働きの方が多くて、開催時間によってはオンラインを利用できないという方が残念ながら、いらっしゃって。でも、働いているからこそ夜に見たいとか、それから開催している時間だけオンラインじゃなくて、事前に登録した方はあと3日ぐらい見れますよ、そういうセミナーが最近増えていると思うんですけども、そういうのだったら、もっともっと必要な方に、食育に対するという、本当に大事なところが伝わっていいんじゃないのかなと思いました。

三谷委員 アーカイブのことでしょうか。

野本副会長 ああ、そうです、アーカイブ。

村木会長 はい、ありがとうございます。すみません、私、全然もう分かんないんですけど、オンライン、例えばアーカイブで、恐らく録画形式になってくる場合に、対面的に実施される形であるのであれば、それを録画して、また後で確認するというのは多分、映る側の立場の問題もあるのかなと思ってたりして、なかなか実際難しいのかなと思ったりしたところがあるんですけど、それ私の感想としてございます。その辺りを含めて、皆さんはせっかくですので、いかがでしょうか。

時間の関係もございますので、協議会としてもBからAに改めるということで改め

させていただきます。

時間の関係で、そろそろ議題1につきましてはクローズしていくことになりますが、ほか特になんないということであれば、このまま取りまとめになっていきますけど、いかがですか。

では、まとめに入ります。議題1につきましては資料①の1ページ目から行きますが、まず1-7、離乳食関係の話につきましては協議会としての評価というのをBからAに改めるということ。2ページ目、1-10の座談会関係の取組につきましては新たにされたということでBからAに改めるということ。同じく4ページ目の2-7の座談会関係ということで、同じテーマということでBからAに改めるということでの協議会としての意見というふうでよろしいかと思うのですが、いかがでしょうか。

では協議会としては、そのような意見というふうにさせていただきます。

【議題2】令和6年度の取組内容について

村木会長 事務局から説明をお願いいたします。

事務局 宇田 （事務局から説明）

村木会長 早速ですが、先ほど阪口委員からも御指摘がありまして、資料①の1ページ目の1-5の3Rに関するイベントを実施するということで環境施設課が取組として、令和6年度につきましては「紙ごみを減らすためのイベント等ができればと考えています。」というのが結局考えるなんて誰でもできるので、これが取組として適切かどうか、むしろ削除するのが適切ではないかという御意見がございましたが、その点につきましていかがでしょうか。

はい。特に意見もないということで。確かに御指摘のところよく分かるところではありますし、せっかく取組として、いろいろ推進計画を立てるという趣旨からするともう少し積極的な何がしかの取組というのを期待したいというところになりますので、協議会としましては削除を求めるというところまではともかくとして、プラスアルファの改善的なところがあればよしではないのかというところでの意見でよろしいのかなと思うのですが、この点いかがでしょうか。

はい。特によろしいですかね。貴重な御意見ありがとうございます。では、そういった意見として、事務局におかれましては御対応いただければと思います。プラスアルファの、何がしかの取組というのをもう少し盛り込んでいただくというのがより

適切ではないかというのが協議会としての意見となります。

まず、その点についてのお話が終わりましたので、続きまして、今年を取組としてどのような活動をしていくのか、取組をやっていくのかということにつきまして、せっかくですので、野本副会長からの話がありましたが、どちらでしたかね。

野本副会長 1 ページの裏です。

村木会長 1 ページ、資料①の 1 ページの 7。

野本副会長 尾上委員が指摘してくださった部分です。

村木会長 そうですね、先ほど B から A への評価に改めた点と関連しますが、例えばアーカイブであるとか、何がしかの取組というのがあってもいいんじゃないかということにつきまして、若干、私のほうからも感想というのを述べさせていただきましたが、貴重なコメントではあると思います。後でやはりこういった啓蒙的なものというのを 1 回限りというのはもったいないというのがありますし、何がしかの後々に数日間生かすということでの対応というのは期待するというのは 1 つの取組として面白いのではないかなとは思いますが、この辺りにつきまして何か御意見等ございますでしょうか。

村上委員 この講座ですけれども、講座の形式と参加者がいるところというのは 2 部制になっていたりとかって、ちょっと行ったことがないから分からないんですけど、どういう形式になっていますか？

事務局 宇田 多分その場で配信していると思うのですが、詳細は把握できておりません。

村上委員 講座形式になって、その後、何かコミュニケーションを取りながらというのであれば、講座の部分だけをアーカイブとして残すと、先ほどの映るとかという問題がないのではないかなと思うので、何か工夫をすれば問題なく情報を見たい方にお伝えできるんじゃないかなと思うんですけども。

村木会長 ありがとうございます。取りまとめいただいてありがとうございます。最近やはり御時世柄、プライバシーについて非常に厳しいところもございますので、意見としては後から振り返えられるような形での録画形式というものは 1 つの提案とするということにはなるけれど、逆に録画の仕方につきましては個人情報であるとかプライバシーの問題もございますので、工夫をされながらしていきたいというところの留保をつけていただいた上での協議会としての提案というのがいいのではないかなと

と思いますが、いかがでしょうか。

はい。では、特に意見がないということで。今、申し上げたことが協議会としての意見としてさせていただきたいと思います。

じゃあ、続きまして、ほかの何か取組についての御意見等ございましたらお願いします。

三谷委員 ごみ袋のことなのですけども、福祉センターの総合相談窓口でいろいろ市民からの相談を受けていますと、やっぱり隣近所とか自治会でのそういうごみ袋に関するトラブルみたいなのが結構ありまして。できるかどうか分からないですけど、コンビニとかお店とかで買物袋として、ごみ袋か、普通のごみ袋か選べるというのができないかなと思ひまして、それを調べたら関東のほうとか、そういうのをやっていたり、西宮のイオンもどうやらそういうのをやっているというのがあるみたいで。

芦屋でもそんな取組がちょっとどっかでできたらいいんじゃないかなと思って実はコープさんには言ったりとかしてたんですけど。御高齢者の方だと毎日のようにセブンイレブンでお買物袋に入れて持って帰って行って、食べたものをそこに入れて、そのまま出してしまう。指定ごみ袋じゃないから回収されないというようなトラブルもあって、ここが直接通じるかどうかは分かりませんですけども、ちょっと何か一案として、そういうことを御検討いただいたり、お店屋さんとかでも、ごみ袋に物を入れるというのでもいいかどうかとか、嫌な人もいると思うんですけど、そんなアイディアがあったので御報告です。

村木会長 ありがとうございます。今のお話というのは、資料で挙がっているものの以外のプラスアルファというイメージということでしょうか。

三谷委員 そうですね、3Rのイベントのところに少しかかってくるような、そんなイメージです。

村木会長 はい、ありがとうございます。取組として、芦屋市でも指定ごみ袋という制度が導入されているという関係で、お店側に対して、有料のレジ袋をお願いするときには取組として指定ごみ袋を提供するようなサービスというのがあれば、ごみをきちっと回収していただくということであるとか、ごみ問題に直結するのではないかと問題提起というふうにいただきました。

新たな取組として3Rに関するイベント、プラスアルファとして、先ほどの御指摘があった紙ごみを減らすためのイベント等ができればというよりはより積極的でいい

意見じゃないかなと私は思ったりしますが、この点、皆様、御意見等ございますでしょうか。

野本副会長 今のアイデアを聞いて、もう目を見開いて、いいなと思ったんですけど、それはなぜかといいますと、指定ごみ袋が導入されたときに、たしか5リットルだったかな、小さいごみ袋が品薄で、近所の御高齢者の方や消費者協会に関わった御高齢者の方が困っていました。大きなごみ袋は持てないし、そんなにごみも出ないしということで。そのときは、普通のごみ袋で出す人がいたら、自分は家から指定ごみ袋を持ってきて入れたあげて出してあげます。じゃあ、その人はいつまでも普通のごみ袋でやるんじゃないか、それはよくないんじゃないかとか、そういうふうな討論が自治会でもされていたように感じるんですけども、今ので何かすごくきれいな町、芦屋、住み続けたい町、芦屋につながるようなイメージが湧いたんで、ぜひどこかで、特におっしゃっていたコンビニで実現ができればいいなと思います。

事務局 平見 この話につきましては議会のほうでも言われたことがありまして、所管のほうも知っている内容ではあるのですけれども、そういった御意見があったというのは所管のほうにも申し伝えます。

村木会長 ありがとうございます。はい、ほかいかがでしょうか。せっかくですので、永瀬委員から何かコメントいただければ、事業者側の立場として。私は結構、話を聞いていて、現実的に例えばお店であるとかは、お店側がじゃあそれを買うのかどうかとかいう現実的な、予算的な問題も逆の立場として、イオンというのはグループとしてやっているというのがあるかもしれませんけれど、コンビニであるとか、店舗のほうで実際に積極的にやるっていうのは市側のサポートというか、補助金であるとかがなければ厳しいんじゃないかなと思ったりもするんですけど、この辺り何か意見ございましたら。

永瀬委員 まあ現実的ではないですね。

村木会長 やはり費用的な問題も。

永瀬委員 それこそ市の予算があるのならいいんでしょうけど、そのために、事業者が苦勞してまではやらないとは思いますがね。

村木会長 例えば無料配布とか、そういった話につながらなければということですよ。

永瀬委員 そうですね。どちらかというと買い求めやすくするほうが早いとは思いますが

けどね。

村木会長 意見としては非常に私は面白いとは思いますが、やはり市の積極的な関わりが必要なのかなと思う部分があるので、協議会としてやはり両者の非常に貴重な意見が出たというところを前提に、何がしかの生かしというところでつなげていただくのがよろしいのかなと思うので、今言った、両方の意見というのは、やはり大切だとも思いますので、目指すべき方向としてはやはり1つの取組として検討課題としていただくのがいいのかなと思いますので、参考としていただければと思います。何か事務局ありますか、特にコメントしづらいかもしれませんが。

大上部長 所管する中に環境やごみの部局もありますので、先ほど事務局課長が申し上げた、議会でのやり取りのことを少しだけ、お話をさせていただきます。御提言や御指摘もいただいておりますとおり、所管のほうでも、ほかの自治体のいい取組としては情報をキャッチしておりますして、実際にはお声かけ、お働きかけも昨年以來しております。

先ほど、永瀬委員がおっしゃったように、この市ではやっていますではなくて、この市の中のこの大手のスーパーさんとか、ストアさんの系列というように個々に御対応いただく形になるようです。今、ごみ袋は無料じゃないので、コンビニとかでもレジで袋代としてカウントされないとあかんのですね。となると、今後、指定ごみ袋にバーコードを印字するか、もしくは店舗ごとにバーコードパネルを用意するのか…。そのような仕組みと、そのレジの方のお手間をとってというようなことになるので、やはりお店側の御協力が必要です。それには芦屋市の場合は個人の事業者の方とか、お店もたくさんありますので、なかなか大規模な大手の系列店とかの対応というのはそのまま持ってくるというのは難しいなというところまで把握しています。

ですので、会長がおっしゃったように、委員の方からの素朴な本当にいい御提言、御意見をいただきましたので、改めて、その後、ほかの地域でも進んでいないかとか、そういうことを含めて、一度、所管のほうには投げさせてはいただきます。ありがとうございます。

永瀬委員 その前に、これは消費者トラブルなのでしょうか。

大上部長 そうですね。ごみのことで、いつとき、ごみ袋が品薄で手に入らないというときに、じゃあどこかのところが高く売ったとか、また、買い占めて、さらに売るというような働きかけがあるかとか、そういう懸念もなきにしもあらずというような

時期もありましたので。ただ、そこは、今、製造業者のほうとも調整がつきまして、品薄ではありませんので、純粹にサービス向上の範疇やと思いますので、直接この場のテーマということではないかもしれませんが、やはり取組に付随しての御意見ですので、そこは参考意見として所管のほうにはお伝えさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

村木会長 ありがとうございます。

阪口委員 これ、ちょっといいですか。今の関連なんですけど、トラブルになるのかどうか分かんないんですけど、今のごみ袋をね、有料化されてるいるコンビニさんで買って、袋要らんわって、そのままお持ちになる。どこへ行くかという公園へ行って、公園をごみ箱と間違えて皆ほっていく。我々商店街の近くやから大体、推定で2袋ぐらい、45リットル2袋ぐらい、たこ焼き屋さんとかね、あるんですよね。袋が有料になるもんやから要らんわと言って、そのまま公園にごみを捨てていくというケースが非常に多い。だから、そういうのは、契約に入るのかどうかやね、消費者としての自覚やわね。我々掃除する側としては非常に腹立たしい。

村木会長 はい、ありがとうございます。確認になりますが、今の話というのは、本協議会との関連としてどこまで見るかという悩ましい問題もあるというのはそのとおりかなとは思いますが。推進計画の中で挙げられている、先ほど指摘しました資料①の1ページの3Rに関するイベントについての一環としての意見というところで集約できる部分はあるのかなとは思いますが、1つの参考意見として、色々なお立場からの発言というところでの受け止めを市側にしていいただければとは思いますが。

永瀬委員 ちょっと1点だけいいですか。

村木会長 はい、どうぞ。

永瀬委員 いや、今、聞く限り、商工会とか経済団体、事業所が関わるのがほぼないので、言うことはほぼないんですけど、1点だけあるとしたら、このトライやる・ウィークをもう何十年、毎年のようにやってきたと思うんですけど、うちの会社でも1回だけ3人預かったことがあるんですが、ほぼ説明がなかったんです、預かるときに。取りあえず5日間、おたくの会社に通わせてください。弁当は持たせます。車は必要がない限り乗せないでください。うちは工事現場があるので危険なことも避けてください。それだけです。紙一枚送られてこなくて、今どうなっているか分からないんですけど、本来の目的と、こういったことを含めた教育を事業者に望んでいるのか、

望んでいないのかも明確にしないと、ここの議題で挙がってくることなのかどうか。そもそも消費者トラブルとは関係ない子どもへの働き方の教育やったはずが、ついでは載せているとしか見えてなくて、事業者にちゃんと意図が伝わって、当然、我々の仲間内がそれを受けているわけですから、させるがことないから、ただ座らせているっていうところもあれば、ついでのので結構、物を運んでもらっているとか、そこはばらばらですよ。これ基本、子どもが選べるので、人気があるところとないところ、良くも悪くもなんですけど、要は殺到して行きたくても行けなかった子もいれば、事業所でうち受けますよって手を挙げているけれど誰も希望しなかったとかいうこともずっとあるんですね。

失礼ながら、この中にトライやる・ウィークを受けた人はいないと思うんです、年齢的にね。多分もう今30代の方は経験があると思うんです。その経験をしたことのある人がこれから検討するようにしないと、大人から見て、子どもにこれをさせたらいいんやろうっていうのやったらバイトでもいい話で。あえて中学2年生で、これ2年生でしたっけ？

尾上委員 2年生です。

永瀬委員 3年生はまた考える機会があるんですか。

尾上委員 3年生にトライやる・ウィーク自体はないです。

永瀬委員 何か3年生は勉強会みたいなのをするとは聞いたんですけど。でも、そういった意味合いを持ってやっているのであれば、まず1つ我々の希望としては事業者、ほぼ同様に理解を求めるような努力をもう一回ちょっとしてほしいです。

というのも、我々、事業者側も芦屋の何せ起業、創業が多くて、社長になって10年以内という社長の会社がすごくたくさんあるので、引き継いで受けているとは思えないので、そういったことも含めて、あとは加えて、そこに消費者トラブルが関わっているのかどうか。関わってないなら、ここに載せる必要のない話ですので、それに関して、できればもう一回見直してほしいなというところはあります。

村木会長 ありがとうございます。すみません、トライやる・ウィークの点というのは資料のどちらに載っているのでしょうか。

永瀬委員 資料①3ページの2-1ですね。

村木会長 なるほど。すみません、活動自体、私、存じ上げてなかったんですけど。

永瀬委員 そうですよ。だから、ほとんど我々知らないんです。

村木会長 なるほど。でも、私も実は読ませていただいて、今、御指摘いただいたのと同じような感覚を持った箇所というのは、何を言っているかと申しますと、先ほどから指摘もございましたけれど、もともと推進計画の中に載せる題材テーマとして、どこまで広げるのかというところで、他連携というか、ほかの課であるとか、いろんな取組というのを一覧化してお伝えいただいて、一覧化して分かりやすいとは思いますが、果たしてこのテーマとして、消費者教育というところと関連づけて載せるのか適切かどうかという問題提起が、それはそれで1つの意見としてあるのかなとは思っています。

載せるのであれば、それが消費者教育に対してどのように生きていくのかというところで、やはり市としての取組というのが消費者教育としての意味づけというところを記載しないと、載せるだけで、要は実績が上がったというようなところでの評価というのは適切ではないかという意見と。

それから今の話というのは、もう一つ含みをおいてあったのが、市側と引き継ぐ事業者側の、当該事業における、やる目的というのが適切に報連相できているのかというところについての問題定義なのかなというふうに承りました。やる以上は、例えば仕事の体験とか多分そういう趣旨でやるのであれば、その仕事の内容について選べるというのも大切ですが、配分をどうするであるとか、やる以上はきちっとどういった趣旨で、どういったふうにやっていくのかというところの問題定義というのは市側からも働きかけというのが必要ではないかなというのは、聞く限りは私もそのとおりでないと承っておりますが、果たしてもとものテーマとして、本協議会としての内容として適切かどうかというところを含めて非常に悩ましい問題もございますので、ほかの委員の皆様、御意見ありましたら何かいただければとは思っています。

尾上委員 まず大変失礼しています、学校支援課の事業ではあるのですが、事業者様のほうに説明不足であるというところの指摘については、持ち帰らせてもらってさせていただきますかなというふうには思っています。

ただ、私が知っている限りでは、その前のときはどうか分かりませんが、各事業所のほうに出向いて説明はさせていただいているというところであるんですけど、やはり何せ100以上のところに行くというところで、もしかしたらその部分で抜けている部分等もあるのかもしれないですが、その部分に関しては御指摘のとおり、今後どのようにするのかというのは検討させていただきます。

こちらのトライやる・ウィークについてなんですが、これは市だけの事業ではなくて、実は県のほうの事業になっております。20年ぐらい前から行っている段階であって、その時代の様々な問題等をどのようにしていくかということで、やはりいろんなカリキュラムを兵庫独自で考えてきた部分がありまして、中学2年生ではトライやる・ウィーク、小学校でいくと自然学校とかがその部分になります。学校だけじゃなくて、様々な場所で教育を行っております。現在でいくと、トライやる・ウィーク、キャリア教育の一環ということで、全国的にも兵庫県は進んでいるということで、今は全国各地でキャリア教育というのは重視されている部分です。

ただ、そこが1点、消費者教育とつながるかということ、そうじゃない事業所等もありますので、関係する事業所もあるとかとは思いますが、全てが全てそうではないというところで、私もここに入っている部分でいくと、経緯がちょっと私自身も分かっていないので、今後の検討材料ではあるのかなというのは思っているところです。

村木会長 はい、ありがとうございます。念のため確認となりますが、今お手元の芦屋市消費者教育推進計画の22ページを開けていただきますと、先ほど事務局からも説明がありました、目標、基本施策1、2というところがあって、各1から5の項目に関する内容についての、いろいろ実際取り組んだ市側の取組内容についての網羅した資料というのが、資料①と②というふうに反映しているというふうに理解しております。

ということは、少なくとも消費者教育というところでやはり載せるということであれば、つながり得るような活動に対しての載せ方というところの工夫というのが必要ではないのかなというところと。仮に載せるのであれば、どういった趣旨でそれが消費者教育につながるのかという観点からの指摘に対する意見というのを述べられるような状況というのが必要なのかなとも思いましたので、そういった点について、何か事務局側から補足的な話がありますでしょうか。

事務局 平見 ちょっとだけ補足的なものですけど、消費者教育というのが消費者として物を買うとか、それだけの部分で収まらないのです。国の考えている消費者教育というのは、その後の、例えば環境、社会に対する影響、そういうところまでを含めて、消費者として適切に選択して生活していくということにもなっていくんですね。ですから、一概に例えばトライやる・ウィークが全く当たらないわけではないですが、そういう社会的経験を積んでいただいて、その適切な選択のできる消費者に育ってい

ただくという意味では、広い意味ではそれに適応していると思うんです。ですが、会長のおっしゃったとおり、記載の方法については今後検討するようにさせていただきます。

村木会長 ありがとうございます。時間の関係もありますので今のお話のまとめとしては、やはり消費者教育というのがかなり広範囲の概念を含んでいるというところで多角的な内容についての網羅した内容というのが資料①、②にはなります。それを前提に消費者教育というのが多角的に広範に及ぶということを前提にするにせよ、市側、県側からの各事業所、引き継ぎに対する情報の共有の仕方というところについての工夫というのが他方であったのかなとも承っておりますので、その辺りを協議会としての参考意見として捉えていただければというところの意見になりますが、よろしいでしょうか。

時間のほうもそろそろよろしい時間帯にはなってきましたので、あと何か御意見等、令和6年度の取組についてのものがありましたらいただければとは思いますが、いかがでしょうか。

永瀬委員 消費者教育というのがどこまでの範囲を言うのか分かりませんが、これ第1回のときから私はやっていて、買う側の教育も要るんですけど、売る側の教育も検討してもらえたらというのは初回から言っております。今、カスタマーハラスメントというのが非常に重要視されている中、じゃあ事業者がクレーマーとカスタマーハラスメントの差というのを気づいているかとか、どこまで我慢していいかとか、どこから先は実は店側のあれになるかとか。あと、もっと言ったら、例えばキャンセルしたら全額もらうとか、勝手なルールを決める飲食店が増える中、ぼったくりに近いような、つき出し料というような居酒屋とかも増えていたりするので、せめて芦屋でそういうことがないように、事業者側への教育の場というのをまあまあ考えたいなと思っていて。それを関連させてやるのか、商工会でやるだけのことなのかはちょっとあるんですけど、また何か提案があれば。

村木会長 ありがとうございます。今の話は私もすごいしくりくるところがあつて。例えば各事業者に勤められてる方というのは一消費者の方が、集合体が事業というふうに展開しているとも思いますので、そういった、そこで内部で働いている方のモラルというのを高めるというのが対顧客に向けてのサービスの向上にもつながるというのが基本政策2の相互連携につながるのかなというのは個人的に思うところもござい

まして、やはり協議会としての意見としては、そういった他連携というところの一環としては対消費者の教育というのが広範の意味合いとして含めおくのであれば、事業者に向けた消費者教育のイベントというところについての模索というのを将来的に、されるのはいいのかなと思いましたので、そういった意見としてよろしいでしょうか。

永瀬委員 はい。

村木会長 何かございましたら意見いただければと思いますが、特にないということで、そういう参考意見として受け止めていただければと思います。

では、そろそろ時間もございますので、取りあえず、一旦ここで終了して事務局にお返しいたします。

事務局 宇田 いただいた御意見については各課へ報告し、今年度以降の取組に生かせていきたいと思います。

なお、次回の協議会の開催は次年度の5月頃を予定しており、各担当課の取組実績を報告し、取組の達成度が低いものなどについて、問題点や改善点などアドバイスをいただきたいと思っております。

今年度も引き続き、第3次芦屋市消費者教育推進計画に沿って「子ども・若者の消費者教育の推進」と「高度情報通信ネットワーク社会における消費者教育の推進」を重点に取り組んでいきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

村木会長 本日の予定された議題につきましては以上になりますが、今日のお話というのは、私の中ではある程度回数を重ねなければいけない部分はあるのかなというふうには受け止めている部分もありますので、例えば先ほどの商工会との絡みであるとか何がしかの取組というのをやるってところが1つ協議会としてあってもいいのかなとも勝手に思ったりしておりますので、その辺りを含めて、引き続き検討いただければと思います。

それでは、以上をもちまして閉会とさせていただきます。皆様には、議事の円滑な運営に御協力いただき、誠にありがとうございました。